

○帯広市スポーツ賞スポーツ奨励賞推薦要領

（推薦の方法）

第1条 帯広市スポーツ賞スポーツ奨励賞規則（昭和53年帯広市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第2条及び第3条に規定する帯広市スポーツ賞スポーツ奨励賞（以下「スポーツ賞等」という。）の候補者を推薦しようとするものは、当該年の9月5日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日にあたるときは、これらの日の翌日）までに帯広市スポーツ賞等候補者推薦書（様式第1号）のほか、大会要領、成績を証明できる資料等を添付し教育委員会に提出するものとする。

（対象部門等及び基準）

第2条 帯広市スポーツ賞等は、次に掲げる部門等を対象とし、部門等の基準を満たさなければならない。

（1） 帯広市スポーツ賞功労部門

本市に在住し、引き続き25年以上スポーツの普及及び奨励に尽力し顕著な功績を挙げた65歳以上（推薦年度内に65歳に達するものを含む。）のもので、過去に本賞を受賞していないもの。

（2） 帯広市スポーツ賞指導者部門

本市に在住し、引き続き20年以上指導に携わり、原則として本条第3号に該当する成績を収めた選手・団体の指導・育成に顕著な功績を挙げ、スポーツ指導者の模範となる50歳以上（推薦年度内に50歳に達するものを含む。）のもので、過去に本賞を受賞していないもの。

（3） 帯広市スポーツ賞成績部門

本市に在住する中学生以上の個人又は市内に事務局を置く中学生以上で構成する団体が、次に掲げる成績（別表1）を収めたとき。なお、個人及び団体のいずれにも該当する場合は、両方とも対象とするほか、競技団体等が選抜するチームに選抜された個人も対象とする。

ア 五輪競技大会を除く世界選手権大会、アジア競技大会、ユニバーシアード競技大会等の国際大会で入賞したもの。

イ 国民スポーツ大会（公開競技、デモンストレーションを除く）、スポーツ庁が主催、共催又は後援する全国大会、日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が主催する全国大会、全日本学生選手権大会、全国高等学校体育連盟並びに日本中学校体育連盟が主催又は共催する全国大会、全国高等学校野球選手権大会、選抜高等学校野球大会及び日本パラスポーツ協会が主催する全国大会で優勝したもの。また、前述の大会に相当すると認められる大会において優勝したもの。

ウ 世界記録又は日本記録を更新又は樹立したもの。

（4） 帯広市スポーツ奨励賞

本市に在住する中学生以上の個人または市内に事務局を置く中学生以上で構成する団体が、次に掲げる成績（別表1）を収めたとき。なお、個人及び団体のいずれにも該当する場合は、両方とも対象とするほか、全国大会において競技団体等が選抜するチームに選抜された個人も対象とする。

ア 前号イに規定する大会で準優勝したもの。

イ 北海道地区予選大会（南・北大会等で全国大会出場を決定する大会を含む。）で優勝したもの。

（対象の例外）

第3条 前条第3号及び第4号に規定する成績を収めたもののうち、次に掲げる場合は対象としない。

（1） 選抜によりチーム編成した団体の場合。

（2） 過去に同一種目・同一部門において受賞した個人及び受賞年と該当年に5割以上のエントリー選手の交代がない団体の場合。

（3） 大会規模が、個人は概ね10人（組）、団体は5チームを目途とする大会に満たない場合。

（4） その種目・世代においてトップランク以外の大会の場合。

（5） 職域別、年齢別の大会の場合。

（6） 地区の予選大会において出場権を得ていない場合。ただし、次のいずれかに該当する場合を

除く。

ア 競技団体の推薦によって出場権を得ている場合。

イ 地区の予選大会が一切存在しない競技種目の場合。

ウ 標準記録等に基づいて出場している場合。

（推薦の対象期間）

第4条 帯広市スポーツ賞等の対象期間は、当該年の前年9月1日から当該年の8月31日までとする。